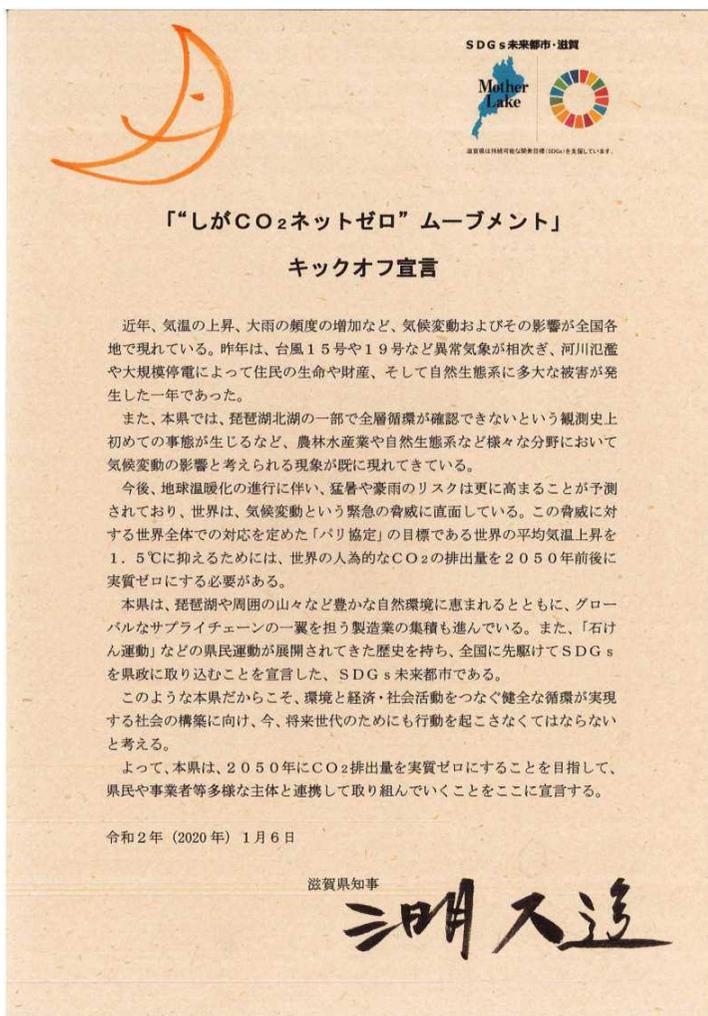


# 「しがCO<sub>2</sub>ネットゼロ」に向けた 現状と課題

# “しがCO<sub>2</sub>ネットゼロ”ムーブメントキックオフ宣言

⇒ 2050年頃までに県域からの温室効果ガス排出量と吸収量の収支をゼロにすることを目指し取組を開始することを宣言。

「県民・事業者・行政」が一丸となって取組を進めていけるよう、賛同を呼びかけ。



これまでの賛同者数  
(2020年7月27日現在)

15,068 人  
(企業・団体 55 団体)



## 宣言に至った経緯

### ○ 2015年「パリ協定」採択

- ・ 「京都議定書」に代わる2020年以降の新しい国際的枠組として採択。
- ・ 歴史上はじめて全ての国が参加する枠組となった。
- ・ 世界共通の長期目標「2℃目標」を設定  
(世界の平均気温上昇を2℃未満に抑える、1.5℃に抑える努力をする。)
- ・ そのために、今世紀後半には人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を達成する【今世紀後半の脱炭素社会】。

### ○ 2018年 IPCC1.5℃特別報告書

- ・ 世界の平均気温上昇を1.5℃に抑えることにより明らかな便益がある。
- ・ そのために、2050年頃には人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を達成する必要がある【2050年CO<sub>2</sub>ネットゼロ】。



**世界では「2050年CO<sub>2</sub>ネットゼロ」への取組が主流に。  
国内でも「2050年CO<sub>2</sub>ネットゼロ」に向けた取組が加速化**

- 小泉環境大臣が2050年CO<sub>2</sub>ネットゼロに向けた取組を呼びかけ。
- 148の自治体(20都道府県、80市、1特別区、37町、10村)が取組を表明。表明した自治体を合計すると人口は約6,997万人。(2020年7月28日時点)

## 取組の基本方針(2020～2021年)

### 機運醸成・意識変革

- 経済界と連携したシンポジウム
- 地域で「ネットゼロまちづくり宣言」をしていただき、取組を支援
- 賛同者が同じポスターを掲示



### 施策・取組の構築

- 2050年CO<sub>2</sub>ネットゼロシナリオ作成
  - ・ 滋賀の将来像（脱炭素社会）の経済社会指標からバックキャスティングにより対策の内容や時期を検討
  - ・ 今後の道筋の1つとし、地球温暖化対策実行計画の見直し（2021年）に反映
- しがCO<sub>2</sub>ネットゼロ推進協議会
  - ・ 県民、事業者、NPO等が抱える現状や課題を共有し、施策や計画に反映

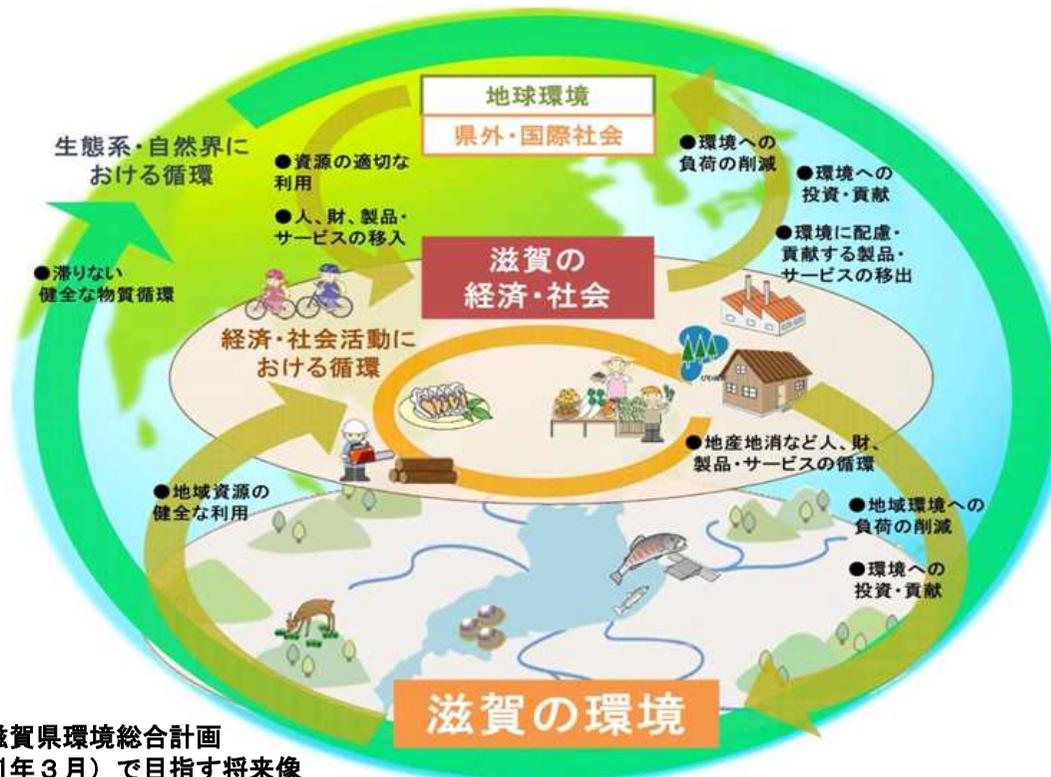
### 県庁の率先行動

- 環境にやさしい県庁率先行動計画の策定を通じて検討

# 2050年CO<sub>2</sub>ネットゼロシナリオ作成のイメージ

## 2050年しがCO<sub>2</sub>ネットゼロシナリオの作成（2020年度）

- ・ 2050年の滋賀の将来像（CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会）からバックキャスティングによりいつまでにどの程度の対策を講じる必要があるかのシナリオを作成
- ・ 2050年CO<sub>2</sub>ネットゼロに向けた1つの道筋とする方針



図：第五次滋賀県環境総合計画  
（平成31年3月）で目指す将来像

### ■ 2050年の滋賀

- ・ 人口減少（約141万人→約127万人）
- ・ 技術革新（エネルギー需要の減（世界では増加））、労働生産性の向上
- ・ 環境インフラの老朽化、産業構造の変化

### ■ 新型コロナ後の「新しい生活様式」

#### 【働き方】

- ・ テレワーク、Web会議の利用拡大
- ・ 時差出勤 など

#### 【買物・食事】

- ・ 通販利用、持ち帰り、デリバリー拡大
- ・ 電子決済 など

働き方、生活時間、産業構造等が変化  
→活動量が変化しCO<sub>2</sub>排出量も変化

↓ 対策の検討（事業レベルへの落とし込み）へ

**【排出削減対策】**省エネルギー対策の強化（産業機器、家電等の高効率化など）、  
エネルギーシフト（再エネや天然ガスなど炭素集約度の低いものへの移行）等  
**【吸収源対策】**森林吸収源の確保・新しい吸収源の確保

# 滋賀県域からの温室効果ガス総排出量の推移

- 県域からの温室効果ガス総排出量は、2013年度比で減少傾向。
- 滋賀県低炭素社会づくり推進計画の目標値に対しては着実に削減が進んでいるが、2050年CO<sub>2</sub>ネットゼロに向けては、より一層の取組が必要。
- 総排出量のうち、二酸化炭素が93.8%と大部分を占めており、エネルギー起源CO<sub>2</sub>を重点的に削減する必要がある。

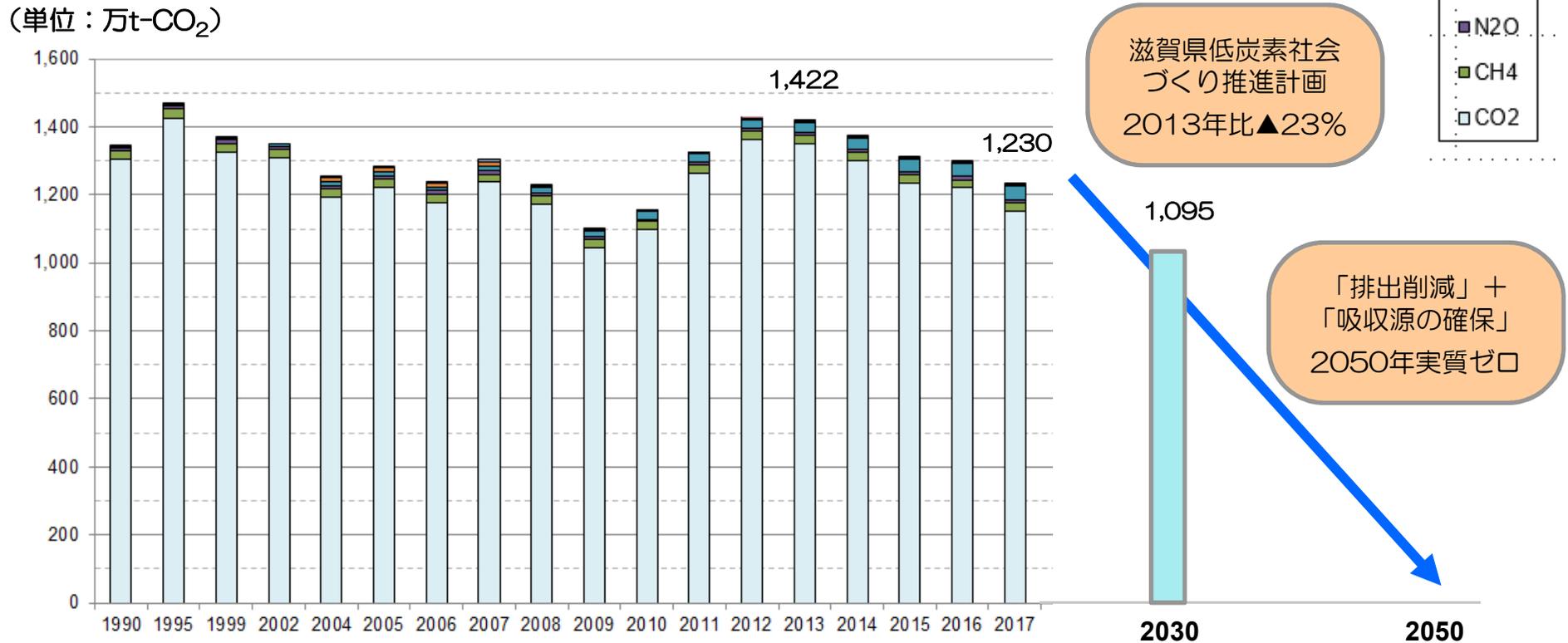


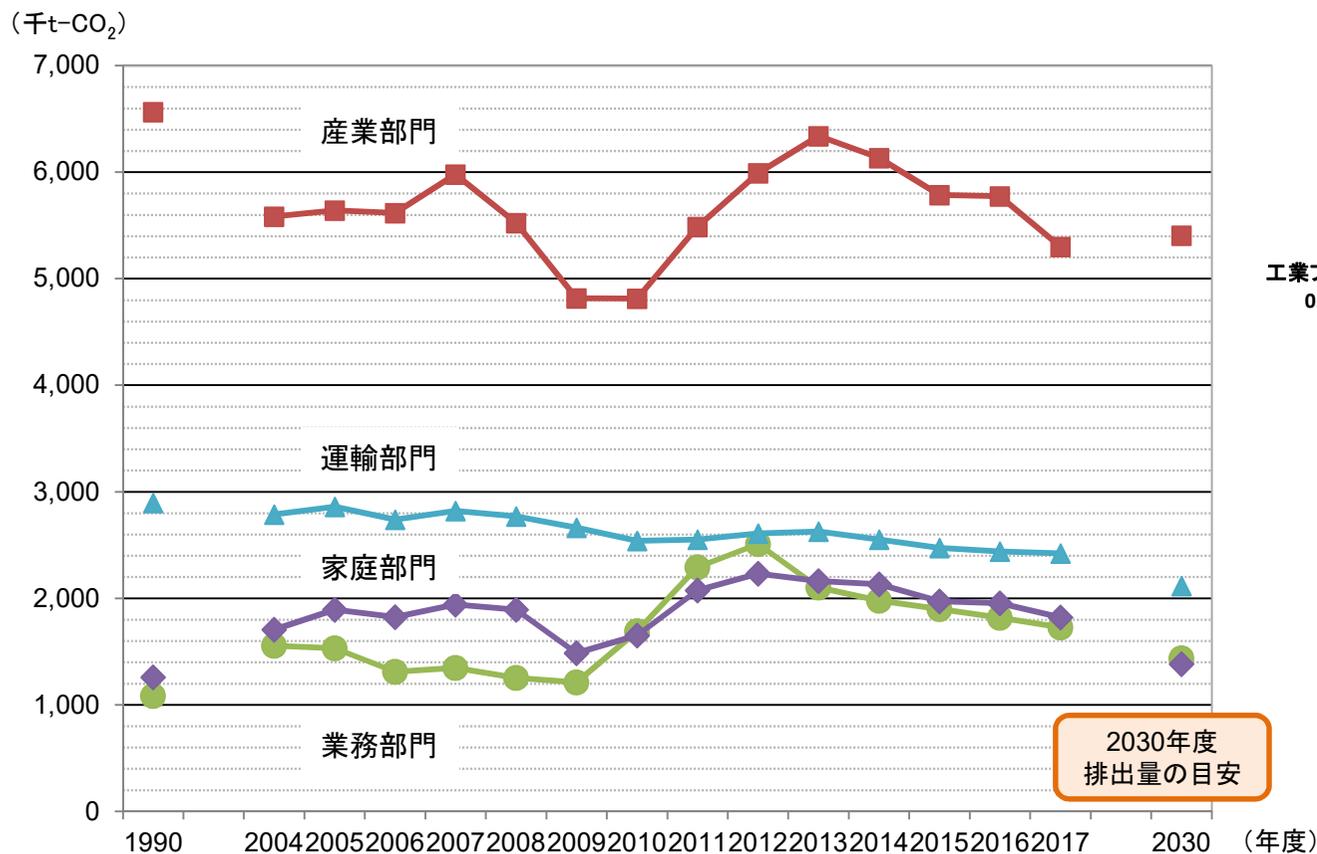
図 県域からの温室効果ガス総排出量の推移【二酸化炭素換算】

# 部門別二酸化炭素排出量の推移

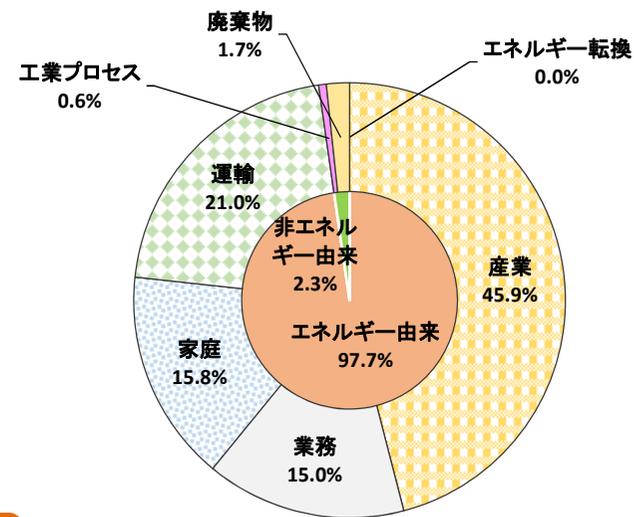
【産業部門】 2013年度比、1990年度比とも着実に減少しているが、依然として総排出量の約50%という大きな割合を占めている。

【運輸部門】 2013年度比、1990年度比とも着実に減少しているが、部門排出量の約9割が自動車由来であり、その対策の推進が課題となっている。

【家庭・業務部門】 2013年度比では減少しているものの、1990年度比では、世帯数の増加大規模商業施設等（業務床面積の増加）等により、増加している。

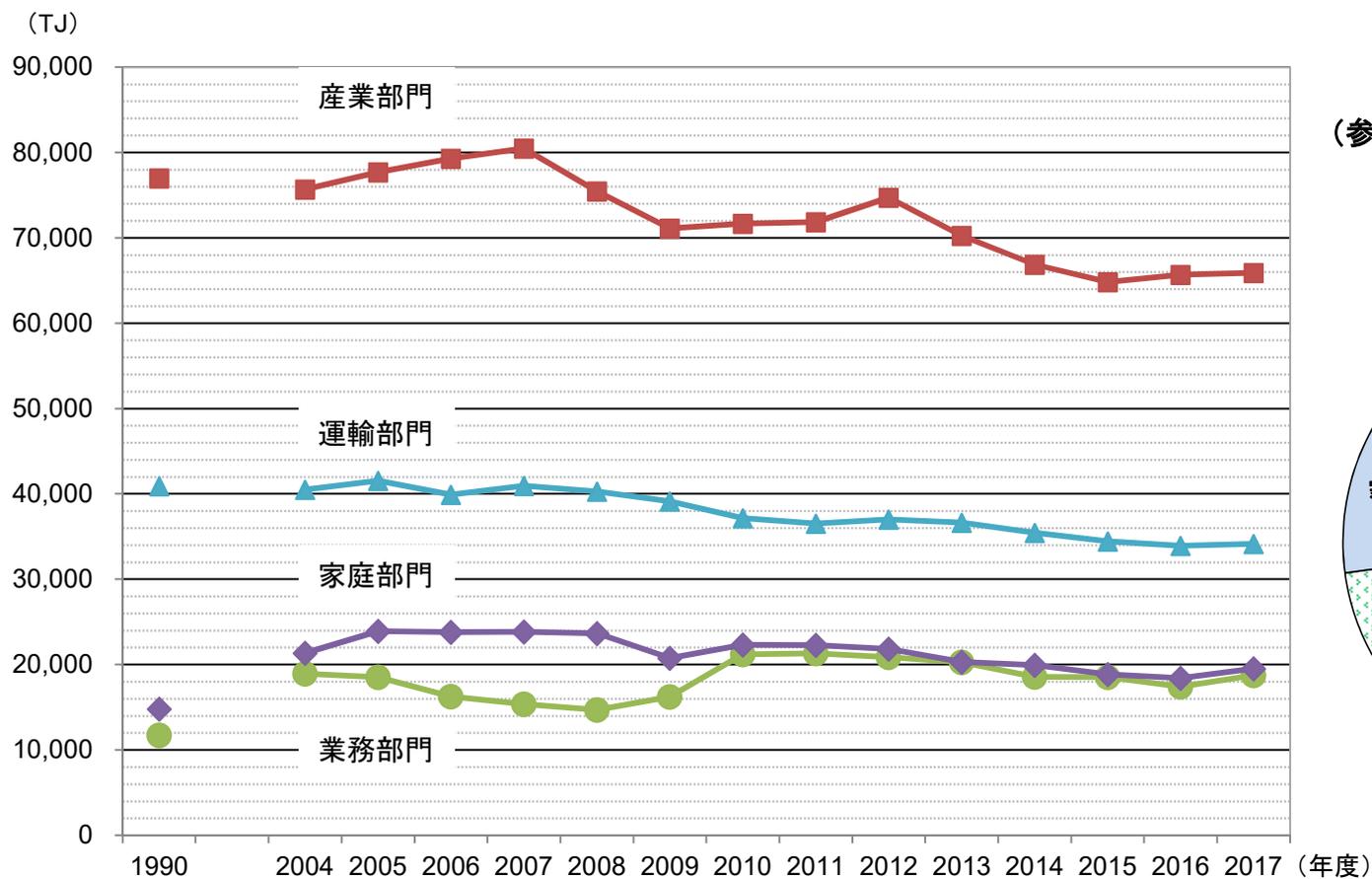


(参考)二酸化炭素排出量の内訳 (2017年度)

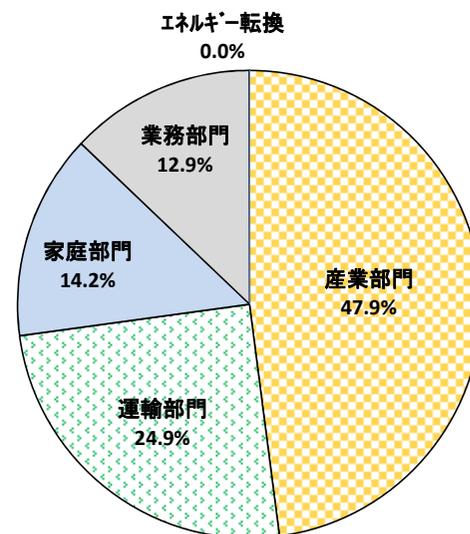


# 部門別エネルギー消費量の推移

- 2017年度のエネルギー消費量は137,104TJ。  
2013年度比7.1%減(10,403TJ減)、前年度比1.2%増(1,652TJ増)。
- エネルギー消費量のうち産業部門の占める割合が47.9%。



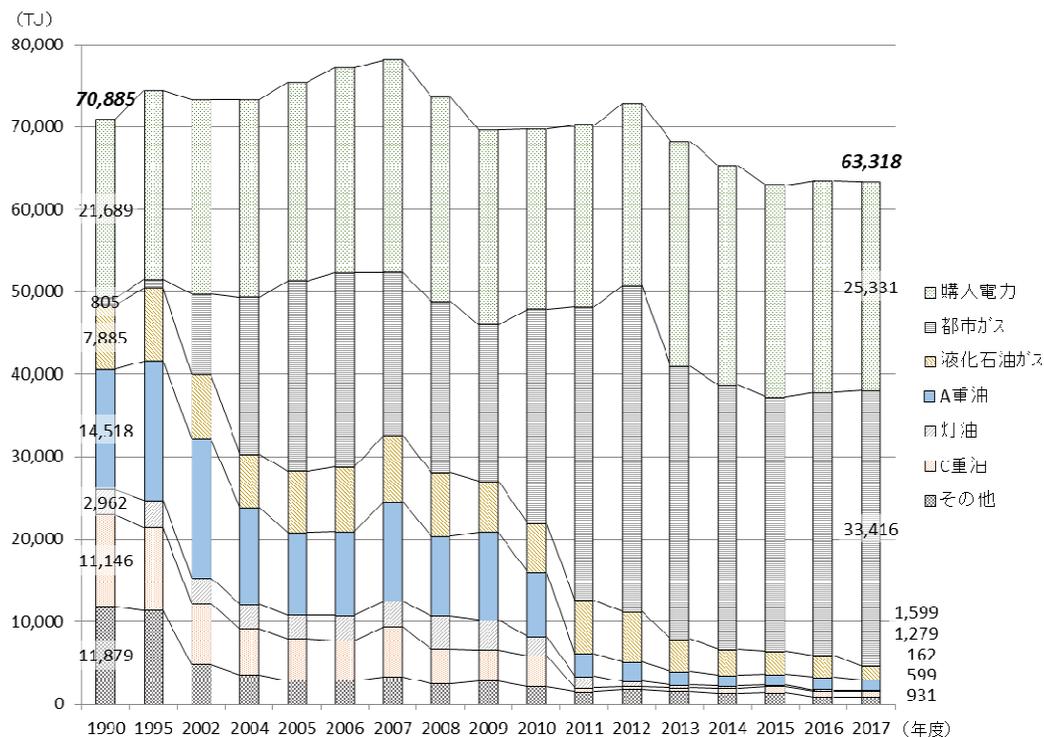
(参考)エネルギー消費量の内訳  
(2017年度)



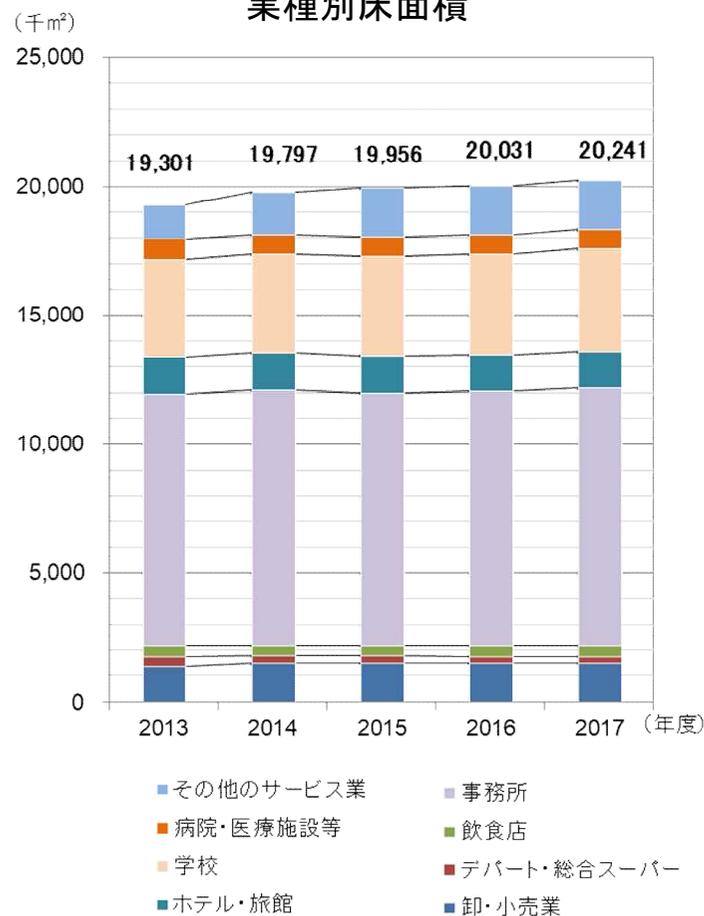
# 【産業・業務部門】製造業の業種別排出量および業種別床面積の推移

- 産業部門では、二酸化炭素排出量のうち、製造業が約97%を占める。
- 製造業におけるエネルギー消費量について、燃料別では、都市ガスが約52.8%、購入電力が約40.0%となっている。
- 業種別床面積は増加傾向にあり、事務所が約50%、学校が約20%となっている。

製造業におけるエネルギー消費量の推移



業種別床面積



## 【産業・業務部門】主な取組と課題

### 現状

- 事業者自らの計画的な省エネ対策を促進する観点から、「**事業者行動計画書制度**」を運用。
- 現行制度では、計画に対する実施状況の評価や温室効果ガスの削減状況等についての定量的かつ経年的な評価がされていないケースが見られる。
- 他者の削減に貢献する取組(本県独自の制度)について、取り組む事業所が中々増えない。
- 中小企業に対しては負担が大きいという意見も出されている。

### (参考)事業者行動報告書の提出状況

年度	全事業所			業務部門		
	H28	H29	対前年度比	H28	H29	対前年度比
E量(TJ)	87,498	87,903	100.5%	5,795	5,704	98.4%
排出量(千t-CO <sub>2</sub> )	4,806	4,821	100.3%	329	322	97.9%
比較事業所数	405		—	94		—
電力原単位	0.509	0.509	100.0%	0.509	0.509	100.0%

※1 計画書制度で、産業・業務部門の二酸化炭素排出量の6割程度を把握

※2 405事業所のうち義務提出者は304事業所

### 課題

- ◆ 様式改定を図るなど、より一層の取組推進につなげることが必要ではないか。
- ◆ 「評価制度」など、顕彰制度とも絡めながら、取組のインセンティブを高める仕組み作りが必要ではないか。
- ◆ 任意提出者向けの簡易様式など中小企業の負担軽減を図ることが必要ではないか。

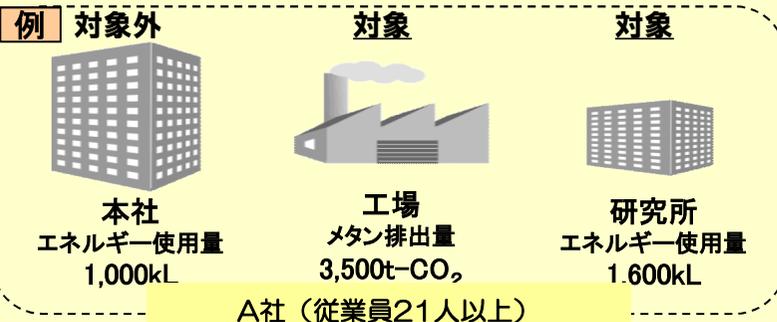
# (参考) 事業者行動計画書制度の概要

## 概要

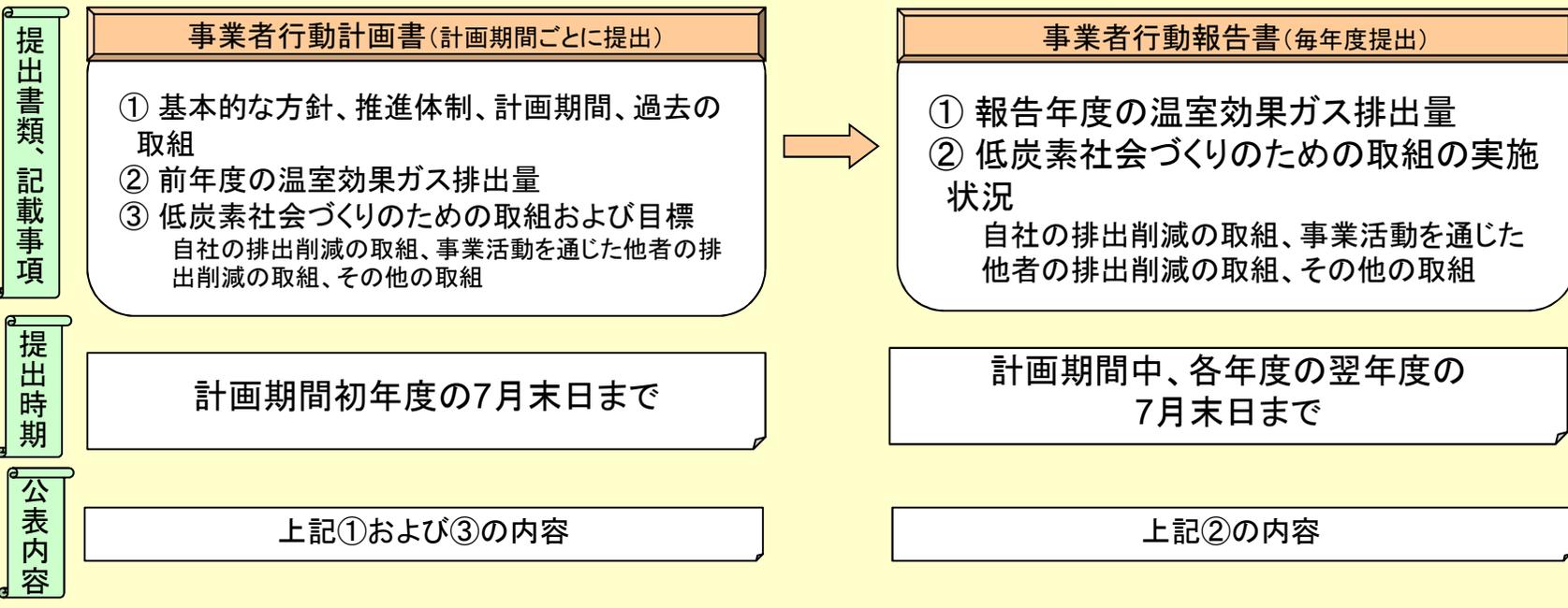
事業活動を通じた低炭素社会づくりに寄与する取組について定めた「事業者行動計画書」と、その実施状況を記載した「事業者行動報告書」を提出いただき、それらの内容を県が公表します。

## 対象事業者の要件

- ① 前年度の年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kL以上の事業所を県内に有する事業者
- ② 前年度または前年のエネルギー起源CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス排出量がCO<sub>2</sub>換算で3,000t以上の事業所を有する従業員21人以上の事業者



## 提出書類、記載事項、提出時期、公表内容



## 【家庭部門】主な取組と課題

### 現状

- **地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携**して、省エネ行動をライフスタイルとして広く定着させるための**普及啓発等**を実施。
- 家庭部門での取組機運を醸成するために、地域の団体の取組に係る計画を県が認定し、支援する「**低炭素地域づくり活動計画制度**」を規定。
  - ・これまでに22団体を認定（活動期間中の計画：1件）。
  - ・当該計画制度によることなく県内では様々な取組が展開されている。
- 現条例では、その他、事業者および県民に対し、省エネルギー性能が優れている機械器具等の使用等（第24条）および環境物品等の購入等（第26条）の努力義務を規定。

### 課題

- ◆ 省エネ性能の優れる機器のより一層の普及と、イニシャルコストだけでなくランニングコストも含めた消費選択を促進していくことが必要ではないか。
- ◆ 低炭素地域づくり活動計画制度の見直しが必要ではないか。
  - ・民間団体等によるCO<sub>2</sub>ネットゼロの取組の活性化や自立的・持続的な活動の促進に向けたより効果的な手法（顕彰制度等）の検討。

### （参考）今年度の取組

- ・県民、事業者、行政が一体となって取組み機運を高めるために「しがCO<sub>2</sub>ネットゼロシンポジウム」を開催。
- ・企業とも連携し地域主体の取組を推進する新たな啓発事業「脱炭素まちづくり推進事業」を開始。  
（アプリを活用したエコドライブの実践と効果の見える化、地域への宅配ボックス設置による再配達抑制など）

# 「建築物」に関する取組課題

## 現状

- 現条例では、建築物の新築等を行う者に対し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置を講ずることを求める努力義務を規定。
- 国においては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正（令和元年5月公布）により規制が強化（適合義務要件の対象拡大、省エネ性能に関する説明義務化等）。

## 課題

### ◆ コスト的に有利な新築・増改築時に建築物の省エネ化を推進することが必要ではないか。

- ・新築・増改築時の再生可能エネルギーの供給設備の導入の検討、断熱化の検討、県産木材の利用検討等。

※国においても、パリ協定を踏まえた我が国の温室効果ガス排出量の削減目標達成に向け、建築物に対する省エネ対策（二酸化炭素排出抑制）が喫緊の課題と位置付けられており、建築物省エネ法等の動向も注視しながら必要性を検討。

（参考）建築物省エネ法における現行制度と改正法との比較（規制措置）

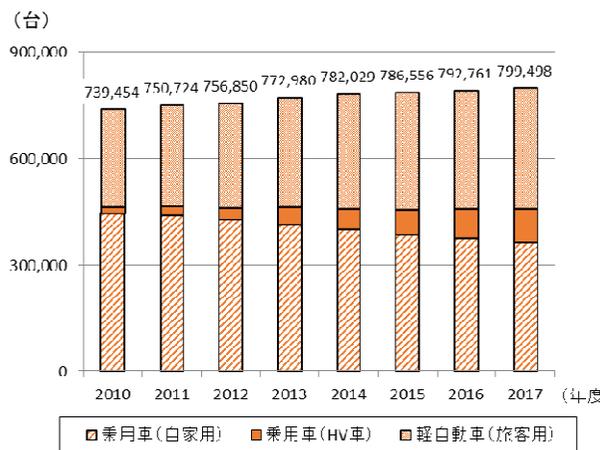
	現行制度		改正法	
	建築物	住宅	建築物	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	<b>特定建築物</b> 適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】	<b>特定建築物</b> 適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】  <b>所管行政庁の審査手続を合理化</b> ⇒ 監督（指示・命令等）の実施に重点化
中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】	<b>適合義務</b> 【建築確認手続きに連動】	<b>所管行政庁の審査手続を合理化</b> ⇒ 監督（指示・命令等）の実施に重点化
小規模 (300㎡未満)	努力義務 【省エネ性能向上】	努力義務 【省エネ性能向上】	<b>努力義務</b> 【省エネ基準適合】  + <b>建築士から建築主への説明義務</b>	<b>努力義務</b> 【省エネ基準適合】  + <b>建築士から建築主への説明義務</b>
		<b>トップランナー制度※</b> 【トップランナー基準適合】 対象住宅 持家 建売戸建	<b>努力義務</b> 【省エネ基準適合】  + <b>建築士から建築主への説明義務</b>	<b>トップランナー制度※</b> 【トップランナー基準適合】 <b>対象の拡大</b> 対象住宅 持家 建売戸建 注文戸建 貸家 賃貸アパート

※大手住宅事業者について、トップランナー基準への適合状況が不十分であるなど、省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認める場合、国土交通大臣の勧告・命令等の対象とする。

# 【運輸部門】主な取組と課題

## 現状

- 自動車を100台以上所有する事業所に対して、自動車の使用に伴う温室効果ガス抑制のための取組を進めるために「**自動車管理計画書制度**」を運用。
- 関西広域連合と連携した電気自動車や燃料電池自動車等の普及促進に向けた普及啓発等
- 現条例では、公共交通機関の利用への転換(第33条)、自動車走行距離の抑制等(第35条)、アイドリングストップの実施(第36条・第37条)を規定



## 課題

滋賀県における車種別台数の推移

### ◆ 次世代自動車のさらなる普及に繋がる仕組みが必要ではないか。

・県内の移動の多くを自動車に依存しており、次世代自動車の普及も十分に進んでいないことから、ネットゼロ型のまちづくりや地域交通への転換図っていくことが必要となっている。

(例) 自動車管理計画書制度の運用見直しやその他の取組

# (参考) 自動車管理計画書制度

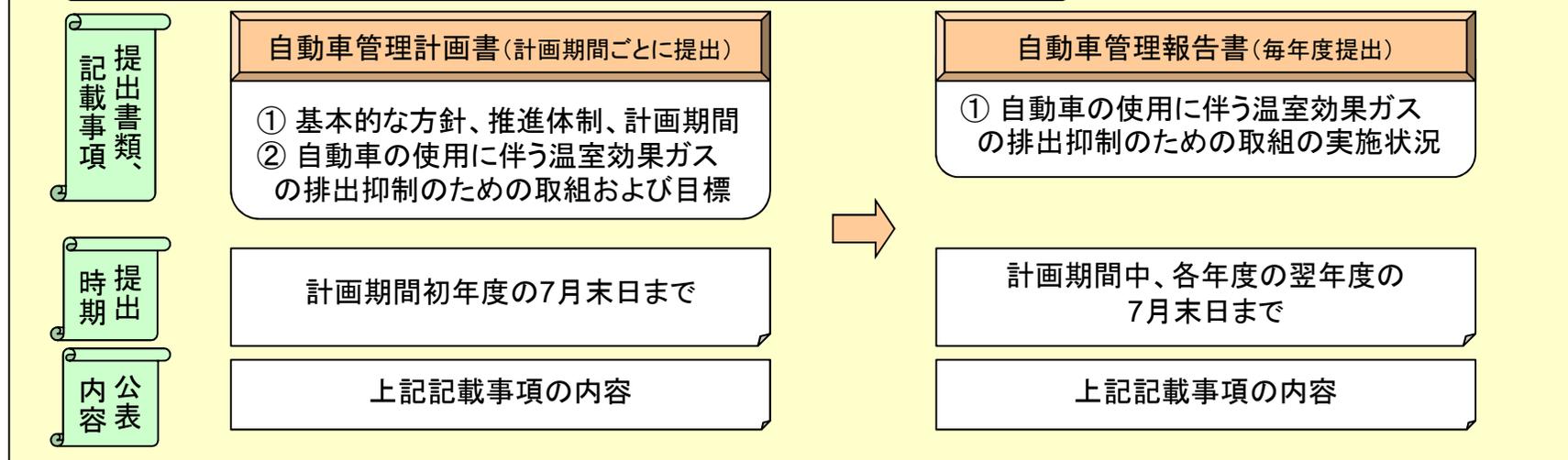
## 概要

自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出抑制に向けた取組について定めた「自動車管理計画書」と、その実施状況を記載した「自動車管理報告書」を提出いただき、それらの内容を県が公表します。

## 対象事業者の要件

- ・ 県内に使用の本拠を有する、事業用の自動車を100台以上使用する事業者  
ただし、二輪自動車、ブルドーザーやフォークリフトなどの特殊自動車、販売店で展示用として用いる自動車、レンタカーや教習用の自動車、消防車等の緊急自動車等は除外

## 提出書類、記載事項、提出時期、公表内容



※ H30年度の報告書提出事業者数は32事業者

(市庁舎など公的機関、タクシー等運行事業者、配送業者等)

# その他の取組課題

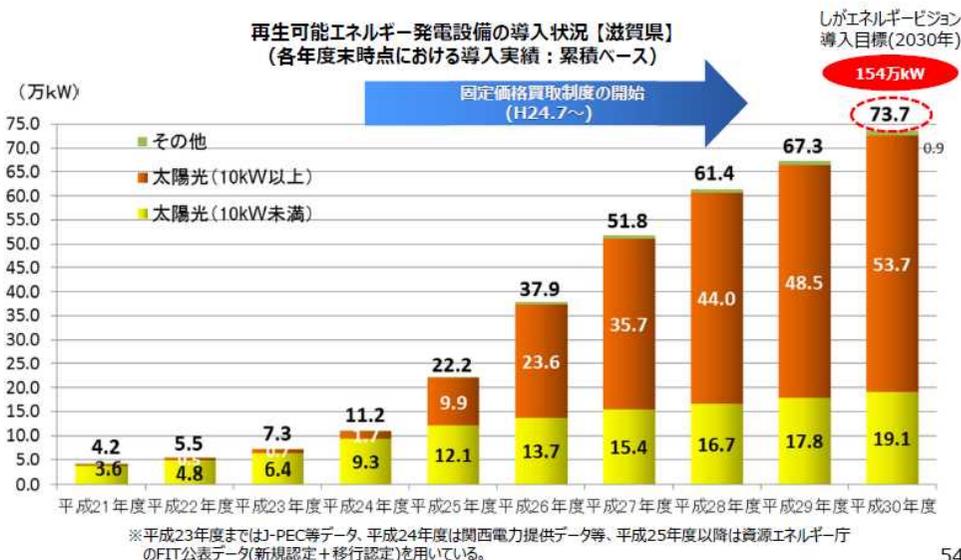
## ◆ 再生可能エネルギーの推進

### 現状

- 条例には規定せず、「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」および「しがエネルギービジョン」に基づき取組を推進している。
- 固定価格買取制度(FIT)等により事業用・住宅用太陽光とも導入が拡大しており、特に家庭部門(戸建住宅)への太陽光導入率は全国的にも高水準(全国6位)

### 課題

- CO<sub>2</sub>ネットゼロに向けて再エネ導入やエネルギーの地産地消をいかにして推進していくか。



## ◆ 排出係数の低い電力選択の推進

### 現状

- 本県では、滋賀県低炭素社会づくり推進計画等で、発電時のCO<sub>2</sub>排出係数が低い電力の選択を推進。
- 県域からの温室効果ガス算定のために、毎年、小売電力事業者に滋賀県内への電力供給量の報告を任意で求めている。

### 課題

- ◆ 排出係数の低い電力選択をより一層推進することが必要ではないか。